



戸建て住宅

安心して選べるリノベーション住宅を

中古住宅は、数も豊富で価格もリーズナブル
だけど、綺麗さ、設備、古さ…といった面で
不安もあるのが正直なところ

そんな中古住宅の不安を解消するのが
最近よく耳にする「リノベーション」です

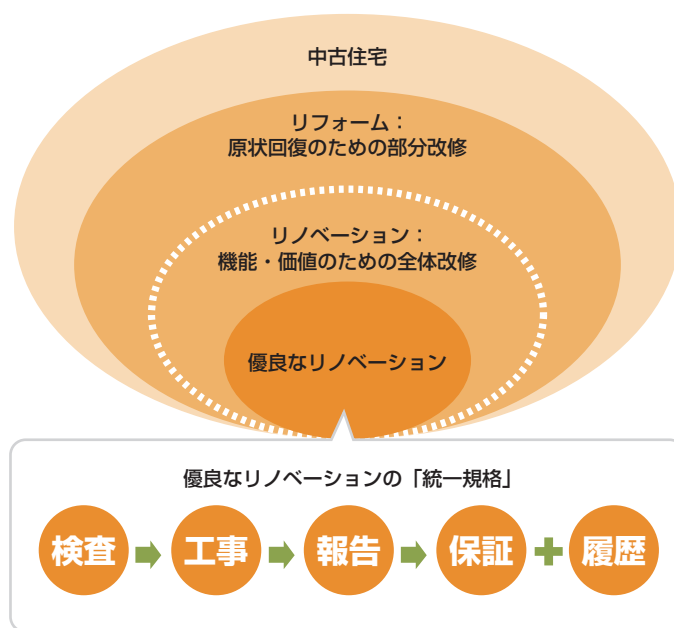
不安を解消し、価値を高める 適合リノベーション住宅

中古住宅の購入を検討しながらも、長く安心して住めるか不安、と結局は新築住宅を選ぶ人も多いようです。

その不安を払拭してくれるのが、**適合リノベーション住宅**です。

住宅の価値・機能を再生させる包括的な改修である「リノベーション」は、単に原状回復のための表面的な修繕を行う「リフォーム」とは一線を画した画期的な手法。わたしたちは、その中でも特に、きちんと検査を行った上で、必要な改修工事を行い、その記録を履歴として保管・開示、住宅の品質が保証されたものこそ、**優良なリノベーション**だと考えています。

そこで、優良なリノベーションが満たすべき「**検査**→**工事**→**報告**→**保証**+**履歴**」の統一規格を定め、住宅のタイプごとに基準を設定。その基準をクリアした住宅=安心して選ぶことのできる住宅を、**適合リノベーション住宅**としています。なかでも戸建て住宅についてその基準を満たしたものを**R5住宅**と呼びます。



耐震性も劣化状況も。家の見えないところまで知ることができる



検査 工事

内装や設備・構造部などについて基準を定めて検査。内装や設備については、R1住宅の基準に準拠。加えて、耐震性や柱や梁などの構造部の劣化状況については、中古住宅適合証明（フラット35）※1、既存住宅売買かし保険※2など、公的制度に適合する高い基準でチェックします。これらの検査で基準をクリアしていない項目については、リノベーションを通じて品質を確保します。

※中古住宅適合証明（フラット35）

住宅金融支援機構が提供する最長35年の長期固定金利住宅ローンを受ける上で必要な一定の技術基準をいいます。

※既存住宅売買かし保険

構造や雨水の浸入などについて瑕疵が見つかった場合、売主がかし担保責任を負うことができなくとも、保険によって補修費用がまかなわれます。



報告

検査・工事についての情報、検査基準の適合状況、保証者や住宅履歴の保管先が記載された「R5住宅適合状況報告書」と、R5維持管理基準に基づく「長期修繕計画の目安」をお渡しします。

保証

売買の場合は、既存住宅売買かし保険への加入が義務。検査対象部位は全て2年以上の保証が付保されています。（かし保険対象部位は5年保証）

履歴

リノベーションの内容がわかる平面図や仕様書に加え、アフターサービス保証書や、かし保険証明書などを住宅履歴情報として協議会に保管しています。



かえる。くらし。すまい。

リノベーション協議会

<http://www.renovation.or.jp/>